

○神奈川大学附属学校緊急支援学費減免制度規程

平成21年7月30日規程第838号
改正 令和4年7月21日規程第1387号

(目的)

第1条 神奈川大学附属学校緊急支援学費減免制度（以下「緊急支援」という。）は、神奈川大学附属学校（以下「附属学校」という。）に在学する者が、大規模災害により罹災し学費の支弁が困難になった場合又は主たる学費負担者である保護者等の失職、死亡等により家計が急変し、学費の支弁が困難になった場合に、学費減免等の救済措置を行うことにより、修学を支援することを目的とする。また、大規模災害による罹災については、附属学校への入学を希望する者（以下「受験生」という。）についても、入学検定料の免除を行い、進学及び修学を支援する。

(対象者)

第2条 緊急支援の対象者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 附属学校に在学する者で、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市区町村に本人又は保護者等が居住し、災害により罹災したもの（以下「第一種災害罹災対象者」という。）
- (2) 受験生で、災害救助法が適用された市区町村に居住し、災害により罹災した者（以下「第二種災害罹災対象者」という。）
- (3) 第二種災害罹災対象者に採用された者で、附属学校に合格し入学が決定したもの（以下「第三種災害罹災対象者」という。）
- (4) 附属学校に在学する者で、主たる学費負担者である保護者等の失職、死亡等により、家計が急変し学費の支弁が困難になったもの（以下「家計急変対象者」という。）。ただし、家計急変対象者となり得る者は、家計急変の事由が生じた時から1年以内のものとする。また、米田吉盛教育奨学金神奈川大学附属学校特待生は、対象となることができない。

(救済措置)

第3条 救済措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第一種災害罹災対象者には、罹災状況に応じて学費減免を行い、修学を支援する。
- (2) 第二種災害罹災対象者には、入学検定料の免除を行う。
- (3) 第三種災害罹災対象者には、入学金の全額免除を行い、入学後の学費については、罹災状況に応じて学費減免を行い、修学を支援する。
- (4) 家計急変対象者には、授業料減免を行い、修学の継続を支援する。

(減免額)

第4条 第一種災害罹災対象者及び第三種災害罹災対象者の減免額については、学費負担者である保護者等が附属学校に当該年度納入すべき学費のうち、罹災状況に応じて、次に掲げるとおりとする。

- (1) 家屋の全壊の場合、全額免除
- (2) 家屋の半壊の場合、半額免除
- (3) 家屋の一部損壊の場合、30パーセント免除

2 家計急変対象者の減免額は、附属学校の授業料等の納付に関する細則第4条に規定する授業料の月払額とし、3か月分を上限とする。

(出願)

第5条 出願方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第一種災害罹災対象者及び第二種災害罹災対象者は、災害救助法が適用された市区町村発行の罹災（被災）証明書を附属学校事務室に提出しなければならない。
- (2) 家計急変対象者は、所定の申請書に加えて家計の急変を証明する書類を附属学校事務室に提出しなければならない。

(採用)

第6条 第一種災害罹災対象者及び第二種災害罹災対象者の採用は、罹災（被災）証明書の提出をもって決定とする。

2 第三種災害罹災対象者の採用は、入学手続の完了をもって決定とする。

3 家計急変対象者の採用は、出願書類が提出された後に、附属学校運営委員会の議を経て、校長が決定する。

4 家計急変対象者の採用は、一度限りとする。

(採用の取消し)

第7条 第一種災害罹災対象者、第二種災害罹災対象者及び第三種災害罹災対象者並びに家計急変対象者（以下「対象者」という。）が第5条の規定により提出した書類に虚偽の記載事項があると判明したときは、校長は、対象者の採用を取り消すことができる。

(資格の喪失)

第8条 家計急変対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 附属学校学則の定めるところにより休学若しくは退学又は除籍となったとき。

(2) 附属学校学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。

(3) その他家計急変対象者として不適格であると認められたとき。

(免除した学費及び授業料の支払請求)

第9条 校長は、次に掲げる場合には、免除した学費及び授業料の全額又は一部の支払を請求することができる。

(1) 第7条の規定により対象者の採用を取り消した場合

(2) 前条の規定により家計急変対象者の資格を喪失した場合

(事務の所管)

第10条 この規程に関する事務は、附属学校事務室が所管する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

1 この規程は、平成21年7月30日から施行する。

2 附属学校学費貸与規程（平成16年9月21日規程第668号）は、廃止する。

附 則（令和4年7月21日規程第1387号）

この規程は、令和4年7月21日から施行し、令和4年4月1日から適用する。